

ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」の経済分析

尼 寺 義 弘

はじめに

周知の如く、G.W.F.ヘーゲルは『法の哲学』（1821）第3部「人倫態」、第2章「市民社会」、A「欲求の体系」において近代社会の経済分析をおこなっている。この分析は、方法の面から言えば、普遍・特殊・個別の弁証法を経済現象に適用した方法の具体化であり、豊富化の一つである。他方で、それは近代社会の「私的人格」をもつ諸個人の営利活動の鋭いトータルな洞察である。そのことはまた、A.スミスに代表される経済学の古典の受容を示唆するものである。本稿は以上の二点から「欲求の体系」の理論を逐条的に検討する。以下、ヘーゲルに従って論究することにしよう¹⁾。

I 普遍・特殊・個別の弁証法と家族・市民社会・国家の関係

1. 弁証法的方法

われわれは市民社会の経済分析をおこなうに先だち、まず『法の哲学』第3部「人倫態」の展開について簡単にみておこう。第3部は第1章「家族」、第2章「市民社会」、第3章「国家」より構成される。この三つの章の展開はつぎのとおりである。はじめに愛を核とする統一態（一体性）としての家族が定立される。つぎに家族の分裂態としての市民社会が登場する。そこでは「各人の各人に対する戦争」²⁾、市場をめぐる熾烈な競争が支配する。最後にこの分裂・対立を克服せんとする国家が登場し、市民社会の矛盾を止揚（再統一）する。かくして家

族・市民社会・国家はそれぞれが自立したバラバラのものではなくて、互いにモメントとなり媒介しあう関係が生まれることとなる³⁾。

以上の展開はヘーゲル独自の方法である普遍・特殊・個別の弁証法の生きた具体的な応用の一つであるといえる。たとえば『大論理学』（1812—16）の有論・本質論・概念論の展開、そして概念論それ自体の展開、すなわち概念の諸モメントが概念・判断・推理として展開される方法の援用である。つまり内的に統一されている概念は判断において自己自身を分化し、推理はこの分化を再び自己自身に取り戻す過程、概念の高次における復帰の過程である⁴⁾。

この方法は 統一—分裂—再統一、あるいは、同一—区別（対立）—同一、あるいは、単純—複雑—単純 という過程をとり、普遍・特殊・個別よりなる概念が自己自身を分裂させ、再び自己自身へ還帰する過程、有機的連関の形成の過程である。

たとえば『エンチクロペディー』（1817年）第一部「論理学」、第3編「概念論」、B「客体」、a「機械的關係」では個人と市民社会と国家の関係についてつぎのように述べている。

「太陽系がそうであるように、実践的なものうちでは、例えば、国家は三つの推理からなる体系である。(1) 個別（個人）はその特殊性（肉体的および精神的な諸要求、これがそれだけで完成されたものが市民社会bürgerliche Gesellschaftである）を通じて普遍（社会、法、法律、政府）に連結される。(2) 個人の意志、活動が媒介者であって、これが社会、法、等々に即して諸要求に満足を与え、また社会、法、

等々に達成と実現とを与える。(3)しかし、普遍(国家、政府、法)が実体的な媒介項であって、そのうちで諸個人および諸個人の満足が達成された實在、媒介、および存立を持ちかつ維持する。これら三つの規定の各々は、媒介によって他の端項と連結されることによって、まさに自分自身と連結され、自己を生産するのであって、この生産が自己保存である。——こうした連結の本性によってのみ、すなわち同じ三つの項からなる推理のこうした三重性によってのみ、全体が有機的組織をなしていることが本当に理解されるのである」⁹⁾。

2. 家族から市民社会への移行

普遍性と特殊性が「家族」(§181)において内的に統一されていた人倫態⁶⁾は、家族が多数の家族へと分化・展開していくことによって各家族は互いに「独立した具体的人格」となり、互いに「外面的」となる。家族という一体性、「実体的統一性」⁷⁾のうちにもすびつけられていた諸モメントが独立して「差別の段階」へ、特殊性が「實在性」をえてくる段階へと到達する。これは哲学的思弁にもとづく「概念の移行」⁸⁾ということだけではなく、きわめてリアリストイクである。各個人は市民社会の成員の一人として、「私的人格」(§187)をもった者として行動する。たとえば、商人として、あるいは、手工業者として、自己の目的である営利を追求する。彼は自己の判断により、自己の裁量にしたがって行動する。彼は独立した一人格である。この人格は中世の「人格的な依存関係」⁹⁾から脱却した大いなる進歩を意味する。

3. 市民社会の特殊性

「市民社会とともに利己心の原理(Prinzip des Eigennutzes)が定立される」¹⁰⁾。

市民社会の私的人格は「特殊的人格」(§182)として他人を省みることなく私利私欲のために熱中する。家族の愛とは無縁の、冷徹な、計算高い人格である。市場経済、すなわち商品生産と流通にもとづく経済社会の基本的な人間関係

は「互いに他人であるという関係」¹¹⁾、冷やかな関係であるといえる。各個人(特殊性)にとっては自己の利益追求が原理となる。この特殊的人格の集合として社会は成立する。かくして特殊性と普遍性との一体性としての人倫態、家族としての同一性はここに喪失する。

とはいえ特殊と普遍との反省関係¹²⁾(同一と区別の関係)は、どのような形式をとったとしても残らざるをえない。つまり特殊は普遍とのつながりにおいてのみ特殊である。この関係の必然性があくまで第一義である。したがって普遍は特殊の「究極の支配力」(§181)である。普遍は特殊の背後にあって、偶然の形式をとるか、必然の形式をとるか、は別として自己を貫徹する。ここでは抽象的に述べられているが、特殊なものそれぞれが各分枝として「全面的な依存性の体系」(§183)にしたがわざるをえないということであろう。

『講義録』は述べている。「私は、私の欲求を他者の助けなくしては満足させることはできない」。「私はそのことによって他者に依存しているのだ。これは、一般に依存と必要の領域である」¹³⁾。

II 市民社会の思想像

1. 市民社会の弁証法

つぎにわれわれはヘーゲルの市民社会の「欲求の体系」を概観することにしよう。

市民社会の諸個人は利己的目的をもつ「特殊性の存在」である。彼は「種々の欲求のかたまり」として、その欲求の実現を目ざしている。彼の目的は自己の欲求それ自体であり、他の人格を自己の欲求実現のための「手段」あるいは「無」(§182)とする。ブルジョア¹⁴⁾としてのこの私的人格が「具体的人格」をなし、市民社会の原理をなしている。

しかし、他方でこの特殊的人格は他の特殊的人格と関連することなしには自己の目的を達成することはできない。それゆえ他人という私的人格をとおして、つまり他の特殊的人格の目的

が実現されてはじめて自己の目的も達せられるということとなる。すなわち「普遍性の形式」¹⁵⁾という他方の原理によって媒介されることによるのみ自己を貫徹しうるのである。

したがって私的人格の特殊的目的(利己的目的)はつねに普遍性によって条件づけられている。かくして市民社会の欲求の体系は「全面的な依存性の体系」 (§183)にあるといえる。これは「個々人の生計と福祉と法的定有が、万人の生計と福祉と法とのなかに編み込まれ、これらを基礎とし、このつながりにおいてのみ現実的であり保障されている」ということを意味する。

かくして市民社会の体系は普遍と特殊との分裂態であり、両者の統一態である本来の国家からみれば、「外的な国家」である。とはいえ特殊は自己の欲求を実現するためには普遍に頼らざるをえない。普遍のもつ必然性に自由にではなく強制的に従わせられる。その意味で「強制された国家」といえる。それゆえに市民社会は「理性」の支配する国家ではなく、分離を固定し、区別を把握する「悟性の国家」である。

市民社会は以上のように人倫的理念の分裂態である。特殊と普遍の両契機がそれぞれ「独自の定有」 (§184)をもち、独自の活動を行う。特殊は自己の思いのままに活動し、普遍は特殊の根拠として特殊を支配する「威力」、必然性の形式を持つ。人倫が分裂し、「自己を失った体系」こそ市民社会の特徴である。

ところで、ヘーゲルは「§184の補遺」でつぎのように重要なことを述べている。

「市民社会においては、特殊性と普遍性とは離れ離れになっていながら、それでもなお両者は、相互に結びつけられ、相互に制約しあっている。一方はまさしく他方に反対のことを為すように見え、他方を遠ざけることによってのみおのれが存在しうると思ひこんでいながら、それでもやはり、いずれも他方をおのれの条件としている。」

市民社会という現象の世界では特殊性(個々の商品所有者)と普遍性(経済法則)とはそれ

ぞれ固有の存在をもち、両者は全く分離され独立しているかのようにみえる。しかし両者は互いに相手を自己の存在条件とするほどに相互媒介の関係、相互前提の関係にある。さらにヘーゲルは述べている。

両者〈特殊性と普遍性〉は、「互いに他方によってだけ存在し、他方のためにだけ存在するのであって、相互に転化し合う」のである。「私は私の目的を促進させながら、普遍的なものをも促進しているのであり、他方、普遍的なものもまた、私の目的を促進しているのである。」

われわれはここにA.スミスの「見えざる手」を想起せざるをえない。スミスは『道徳情操論』¹⁶⁾(1759)および『国富論』¹⁷⁾(1776)において「経済人」(homo economicus)の私的な利益の追求が、結局は、社会の利益を増進することになることを述べている。つまり個々人の「自愛心」や「利己心」にもとづく資本の投下が、自分の意図もしていなかった目的を、公共の福祉を促進することになるのである。スミスにあっては特殊としての「経済人」の利己心と普遍としての「公共の福祉」とを結びつけるものが「見えざる手」であり、ヘーゲルにあっては「弁証法」¹⁸⁾ということになる。

事実、ヘーゲルは『講義録』において労働の目的の二面性についてつぎのように述べている。

「目的は再び二つの側面をもつ。一つは利己的なこと、主観的なことであり、もう一つは反対のこと、すなわち各人が自己を目的とすることによって、その欲求の充足が全ての人の欲求の充足に変わってしまうということである。各人が彼の労働によって生産するもの、それを彼は自己自身のために全く使用しないか、あるいは、ほんの少しだけ使用するかである。彼はただその価値に関わってだけ物を生産する。だから個人が徹底して利己的な目的をもつことによって、それが同時に全ての人の欲求を満足させるということが生ずるのである。これはいかなる観点においても非常に重要なことである」¹⁹⁾。

ヘーゲルはひきつづき富者による貧者への直接的援助と富者による浪費の効果について述べ

ている。この記述はスミスの『道徳情操論』の「見えざる手」の文脈を強く想起させるものである。

2. 市民社会の不確実性

市民社会の不確実性は以上のことから特殊性の自立的な発展とその結果とみることができ。特殊性は私的な利益を一方的に追求し、他を省みることはない。種々の欲求、恣意、好みに満足が与えられ、「放埒で限度のないもの」となる。これらの欲求と満足はたえざる新たな欲求と満足を「よびおこす」 (§185)。

とはいえ、これらの一方的な欲求と満足の関係の実現は「外的偶然性と恣意によって左右され、普遍性の威力によっても制限される」ことから、偶然の領域に属することとなる。

この偶然性は、たとえば、商品の販売と購買よりなる商品流通において、流通の社会的連鎖がつねに切断される危険性をはらんでいること、つまり基底は「生命がけの飛躍」²⁰⁾をともなうものであることが想起される。商品世界においては「当るも八卦当らぬも八卦」というわけである。かくして偶然性をたえずともないながら必然性が貫徹していくといえよう。

さらにヘーゲルはこの偶然性にとまらざる必然的な結果として富と貧困の対立について論究する。特殊性の自立的な発展は「放埒な」享楽と悲惨な「貧困」を生み、「肉体的かつ倫理的な頹廢」を示すことになる。すなわち欲求は欲求を生むという放埒な享楽の「悪無限性」は「欠乏や窮乏」の悪無限性と一対をなすものである。ヘーゲルは、後述するように (§194, 243, 245参照)、富と貧困の対立について論理のレベルに応じて繰り返し述べている。

以上のように、市民社会においては普遍性の原理と特殊性の原理との「人倫的同一性」 (§186) は欠如し、両者がそれぞれ自立し、対立している。したがって「この一体性は自由としてではなくて必然性として存在する」。つまり特殊が特殊としての自己の存立を持ちうるのは特殊が「普遍性の形式」を持つことによつての

みのことであるという必然性である。

かくして「外的な国家」の市民は、自己の利益を唯一の目的とする「私的人格」 (§187) である。この目的は普遍によって媒介されざるをえないことから、普遍は個々人にとって「手段」として現れる。かくして個々人の「知と意志」と「行動」は「普遍的な仕方」で規定され、普遍との「連関の鎖の一環」たる実を示すことにおいて個人の目的は実現される。かくして私的人格の目的は直接にはなくて間接に、普遍とのつながりにおいて、いわば「回り道」をして実現されるのである。この点に関するトータルな意識、すなわち社会的意識は市民社会の個々の成員には存在しない。たとえば不況のような社会の経済的矛盾の深化の過程で自己の普遍性への関連が体感として意識されることとなる。

ところで、普遍性の形式は同時に「主観性を陶冶する過程」である。それは教養と文化の形成であり、「精神の自由」への「絶対的な通過点」である。まさに陶冶をなすこの労働こそが人間の自然依存からの脱却のみならず社会的な依存からの解放の要諦をなすといえる。

以上はヘーゲルによる市民社会の概括である。ヘーゲルはつぎにこの社会を三つのモメントにしたがって考察する (§188)。

A “欲求—労働—満足”の三項関係を互いに媒介しあう「欲求の体系」

B この体系の“自由”の基礎となる“所有”を保護する「司法活動」

C この体系のもつ偶然性(欠陥)を配慮し、「共同的なもの」を再建しようとする「福祉行政と職業団体」

われわれは以下において経済社会であるA「欲求の体系」を中心として検討を加えていこう。Aは、a「欲求の仕方と満足の仕方」、b「労働の仕方」、c「資産」より編成されている。

III 欲求の体系

市民社会の主役をなす特殊性は商工業者に代表される自立した自由な私的人格である。この

私的人格の「主観的欲求」 (§ 189) はどのようにして満足を与えられるのであろうか。ヘーゲルはこの欲求と満足の関係を初歩的なあるいは原初的な段階から市場経済としてリファインされたより高度な段階へと順序を追ってみていく。最初に欲求—満足の関係は直接的には他の人々の所有する「外物という手段」によって実現される。そのためにはこの関係を媒介する「活動と労働」が必然となる。

ヘーゲルはここで「国家経済学 (Staatsökonomie)」²¹⁾を登場させている。すでにみた特殊性の契機の「普遍性の形式」への連関の問題、悟性の領域の法則性の探究という問題である。「国家経済学は、これらの観点から出発するが、さらにもろもろの集団の関係と運動とを、それらの質的かつ量的規定性と錯綜性において説明すべき学である」。それは「近代を地盤とし近代において成立した学の一つである」。そしてA.スミス、J.B.セー、D.リカードの名を挙げ、この学の発展は「思想がまず目前にある無限に多数の個々のものから、ことからの単純な諸原理、すなわちことからのうちに働いていて、ことからの支配している悟性を、いかにして見つけ出すか、という興味あることを示している」。

ここでヘーゲルは経済法則のことを「原理」あるいは「理性的本性」の有限性の領域への「映現」としての「悟性」と述べている。さらに「補遺」において国家経済学の目的は、種々の「恣意の蠢動」のなかに「普遍的規定」を見出し、そしてばらばらの無連関のなかに「必然性」を明らかにすることにあり、かくして「国家経済学は、大量の偶然事にかんしてもろもろの法則を見出すのであるから、思想の榮譽にかなる学である」と述べている。

a 欲求の仕方と満足の仕方

ヘーゲルは、欲求—手段の関係を階層をなすものとしている。はじめは「食べること、飲むこと、着ること」などの「一般的欲求」 (§ 189) あるいは動物の欲求ともいえる段階であ

る。これらの欲求は「むきだしの欲望」 (§ 190) であり、満足への切望は強いものがある。しかし自然状態への依存が強く、満足させる手段も制限されており、それらの欲求がうまく実現されるかどうかも全く偶然的なものである。

つぎに自然への依存状態から脱却する段階が始まる。それは欲求と手段を「多様化 (Ver vielfältigung)」し、したがって「具体的欲求」を諸部分へ「分割」し「区別 (Zerlegung u. Unterscheidung)」していくことによるのである。つまり具体的欲求はどんどん細分化され「抽象的欲求」となっていく。これはまた「区別を把握する悟性」の役割である。欲求の多様化は動物的な欲求をのりこえて欲求に対する多様な代替物を可能とする。そして「趣味と効用」のもつ意義がまし、生活の水準を高め、文化の形成に寄与することとなる。つまり趣味と効用という社会的に生みだされたものが「評価の基準」となり、新たな欲求それ自体を生むこととなる。

欲求のこうした多様化・細分化に対応してそれに満足を与える手段と方法の多様化・細分化も発展していく。それは無限に進行する「新発明」 (§ 191) の過程であり、目的—手段の「洗練化」である。これは生活の便利さ、「イギリス人の言う快適さ」を生みだすのである。以上のように欲求が新たな欲求を生み、それに満足を与える手段も欲求に対応してたえず作り出される。このたえざる新たな欲求—手段の創出の仕掛人はこの欲求創出によって「儲けようとする人々」である。

以上述べてきた欲求—手段の関係は、ヘーゲルの言わば生産力視点とみることもできる。つぎにヘーゲルはその関係の自分と「他人」 (§ 192) との関係、社会的側面について述べている。それは言わばヘーゲルの生産関係視点とみる事ができる。それをみることにしよう。

欲求と手段は市民社会の「現実的定有として他人に対する存在」である。つまり欲求と手段の関係はそれぞれが個々人によって担われており、相互に「他人」のそれによって条件づけら

れている。さきにもたこの関係の多様化・細分化にもとづき人間関係それ自身が「抽象化」され、そのことが商品所有者としての相互の関係を規定する。商品所有者として相互に「認知有」となる「普遍性」は、「個別化され抽象化された欲求と手段と満足の方法を、社会的なという意味で具体的な欲求と手段と満足の方法にするところの契機なのである」²²⁾。

かくして社会のなかで「認知」された者としての普遍性の契機は、一方でファッションや「モード」²³⁾ など他人と同じでありたいという「同等性の欲求」 (§ 193) を、他方で他人より目立ちたいという成金趣味や「自惚れ」²⁴⁾ を増幅させる。これがまた「社会的欲求」 (§ 194) を多様化し拡大する。

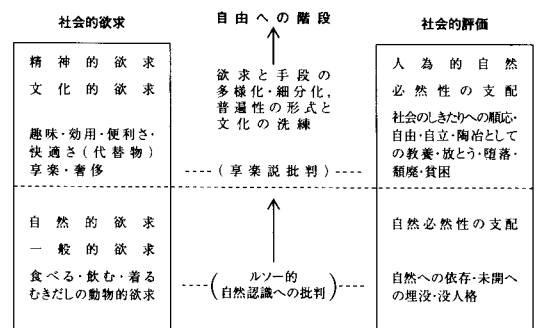
ところで、社会的欲求は「自然的欲求」と「精神的欲求」とより成り立つ。とはいえ社会的欲求は、社会それ自身が造りあげた精神的欲求が普遍性をなしており、自然的欲求にもとづく「自然必然性」から自らを「解放」する。「解放のモメント」はのちにみる「労働」にある。

とはいえ自然必然性からの「解放は形式的」 (§ 195) である。市民社会ではあくまで私的人格という特殊性が「基礎的内容」をなしている。したがって諸欲求と諸手段の多様化や細分化という「社会の情勢」は、一方で「奢侈」²⁵⁾ を、他方で「依存と窮乏」を増大させていく。この依存と窮乏は他人の「自由意志の所有」である「外的諸手段」つまり資本に対抗することはできない。したがって自然必然性からの解放は表面的なものといえるであろう。ヘーゲルは社会的欲求の形成期をなすこの時代においても自然必然性、つまり社会自身が造りあげた社会的な自然必然性をこの市民社会自身が脱しえないことを述べているのである。文化なるものを一方で生みだす精神的欲求の普遍化はむしろ「奢侈」と「依存と窮乏」との対立を激化させる。したがって自然必然性からの解放は内実をとまわらない単に形式的なものである。貧富の対立という社会認識とその原因をなす手段の私的所有と

いう鋭い視角がここに窺える。

富と貧困の対立についてはイェーナ期においても詳しい分析がみられる。すなわち労働の単純化、機械の発明をめぐる争い、個人の技能の全体の偶然への埋没などにより「労働大衆はしたがって全く無感覚の、不健全な、不安定な、そして技能に制限を加える工場の、手工業の労働に、鉱山の労働に余儀なく従事させられる、そして一大階級の人々を扶養する産業諸部門が他国の発明等によるモードや安価さのために一挙に枯渇し、そして全体の大衆は自力で生活できないで、貧困に身を任せるのである。巨大な富と巨大な貧困との対立が現れる——何らかの生活の糧をもたらずことを不可能とする貧困。富はいずれの質料とも同様に力をつくり上げる。富の集積は一部は偶然によって、一部は分配による普遍性によって〔行われる〕。〔富は〕一般的な拡大へと自己の眼を投げかけるある種の吸引点であり、〔富は〕自己の周りに——大きな質料が小さな質料を自分に引き寄せるように——集合させる。持てる者にはつねにますます多くのものが与えられる」。持たざる者はますます貧しくなる²⁶⁾。

ここでヘーゲルの社会的欲求と社会的評価の階層性について図示しておこう。



つぎにわれわれは、欲求—手段を媒介する労働についてみることにしよう。

b 労働の仕方

ヘーゲルはここではじめて労働の意義を明示

する²⁷⁾。労働とは種々なる欲求を充足するために必要な種々なる手段を「作製し獲得する媒介作用」 (§ 196) である。労働は自然の素材を種々の目的に応じた手段として仕上げ、「手段に価値と合目的性を与える」。したがって人間は「人間の生産物」を、「努力」の成果を消費する。「人間の汗と人間の労働が、欲求を満たす手段を人間のものにしてくれるのである」。

この労働の仕方において職人や手工業者は「実践的教養」 (§ 197) を身につける。それはたとえば、親方—職人—徒弟という関係のなかで、「仕事一般の習慣」や「材料の本性に従って」加工する技能の習熟などである。熟練者は頭脳の設計にしたがって「物があるべきとおりに作り出す」。なお、ヘーゲルはここで「悟性一般の教養」である「理論的教養」と対比しつつ実践的教養のもつ意義について述べている²⁸⁾。

ヘーゲルは労働の仕方の展開として分業と機械の意義に着目する。分業論については明らかにA.スミス『国富論』(1776)のその受容である²⁹⁾。ヘーゲルはここでは既述のように労働の「抽象化」 (§ 198)、欲求と手段との「種別化 (Spezifizierung)」,そして生産過程のそれとしての「労働の分割」について論じている。個々人の労働が分業により「単純」化し、技能も専門化し、生産量も増大する。「抽象的労働 (in seiner abstrakten Arbeit)」という言葉も登場するが、ここでは、分割された労働、部分労働、単純労働を含意すると考えられる³⁰⁾。

ところで、この「抽象化」の進展は「人間の依存関係と相互関係を完成させ」、それを「全き必然性」の領域たらしめる。ここに「全面的な依存性の体系」は完成されるのである。

さらにこの「抽象化」は人間の労働を単純化し、機械的な労働とし、そして「ついに人間を労働することから解き放ち、機械を人間の代位とすることを可能とする」。ヘーゲルはこのように機械による労働の解放の可能性を論じているのである³¹⁾。つぎに全面的な相互依存性の体系としての資産をみることにしよう。

c 資産

1) 全面的な相互依存性の体系

市民社会の欲求の体系は、既述の如く、万人の全面的な相互依存性の体系であり、それは言わば一つの必然性として「普遍的で持続的な資産」 (§ 199) をなしている。この資産は生産力の体系を含む生産諸関係の体系 (経済組織) とみることができる。各人は自己の「主観的利己心」にもとづき行動し、結果として社会的な資産の形成に「寄与」することになる。各人は自己の「教養と技能」によりこの資産に参加し、分配をうけ、「生計」を立てるのである³²⁾。ヘーゲルはこの点について特殊性を普遍性へと「転化」する「弁証法的運動」(媒介活動)の成果としている。この考え方は、既述の如く、A.スミスの「見えざる手」すなわち私的な利益の追求が結果として公的利益の増進に結びつくとする考え方に対応しているといえよう。

ところで、普遍的資産へ各個人が参加するためには一定の「基礎 (資本)」 (§ 200) と「技能」の修得が必要である。技能の修得にはやはり資本が必要である。かくして諸個人は市民社会の経済組織で「特殊性」を発揮するためには一定の資本を持たねばならない。しかしそれはたとえば、生まれによるのか、遺産によるのか、自己の精励の結果であるのか、等々、各個人にとって全く偶然である。さらにヘーゲルは個々人の資本所有がそもその出発点において「不平等」であるが、同時にまた「特殊性の領域」である資本の活動する舞台においても「諸個人の資産と技能の不平等を必然的結果として生み出す」としている。

かくして普遍的資産に「平等性」の原理を要求することは「空虚な悟性」のなすことである。これは諸資本の競争の結果として一方に資本が集中・集積され、他方に社会的敗者の群が生ずることとなることを暗示しているといえよう。

とはいえ、ヘーゲルによれば、この欲求の体系には「理性が内在し」、「この体系をろもろの区別をもった一つの有機的全体に編成する」。つぎにわれわれはこの全体をなす諸個人の諸体

系、すなわち欲求の体系のなかにおける「特殊諸体系」（§201）の担い手である「身分（Stände）」についてみていこう。

2) 身分論³³⁾

身分は個別・特殊・普遍という「概念」（§202）のモメントの連関にもとづきつぎの三つの身分に分けられる。1.「実体的・直接的身分」（第一身分）——土地貴族と農民 2.「反省的・形式的身分」（第二身分）——手工業者と工業家と商人 3.「普遍的身分」（第三身分）——官吏と軍人。

1. 実体的身分は土地貴族と農民からなる。この身分は家父長的家族関係を一つの単位とし、自分の土地に働きかけ、土地の自然生産物を自分の生活の糧としている。土地は「排他的に私的所有」（§203）され、土地と土地生産物が自己の「資産」をなしている。土地はこの身分にとってまさに「実体」である。そして国家建設のはじまりもこの「農業の創始」にある。

特徴として土地および自然への畏敬の念がきわめて強い。なぜなら農業の成果は自然の恵みとしてつねに天候によって左右され、「自然が主役を演じている」からである。そして自然への全面的な依存と年々の周期的な農作業の繰り返しとは、この身分の従属性・耐久性・保守性を養生していく。かくしてこの身分は軍隊の重要な供給源となる。なおヘーゲルは「補遺」で、近代的な農業経営、「工場」で行われるような「反省的方法」による農業についてもふれている。

2. 反省的身分は「商工業身分」のことであり、この身分は実体的身分によって獲得された自然の産物を加工、組立て、あるいは化学変化をおこさせることなど、つまり「形成」（§204）すること、そしてそれらの産物を交換することを業とする。したがって「おのれの労働、反省、悟性」が営業の手段をなし、「おのれを頼り」とする自負心、自立心が強く、「自由と秩序」を重んじる。まことに都市の空気は自由である。

商工業身分は「手工業身分」、「工業家身分」、「商業身分」に分かれる。

手工業身分は個々人の具体的な欲求に対応して労働する。それはいわば顧客の注文に対して道具を手段とする手作業によって満たす労働である。

工業家身分は大衆の「一般的需要」に対応する機械にもとづく「抽象的な大量生産労働」を行う。

商業身分は各地に分散して生産されている諸商品を貨幣によって相互に交換する。ヘーゲルは貨幣を「普遍的交換手段」と規定し、貨幣において「すべての商品の抽象的価値が現実存在する」。なお§63で「物件の価値」と貨幣について論究されている。

3. 普遍的身分は官吏と軍人からなり、社会の「普遍的利益」のために働く。したがってこの身分は自己のための直接の労働からは除かれている。

以上の如くヘーゲルの身分論は展開される。それは市民社会の欲求の体系という特殊性の領域での「普遍的資産」への参与と配分の問題である。個人がどの身分に属するか、それは個人の「気質、生まれ、境遇」（§206）によるが、決定するのは個人の「主観的意見や特殊の恣意である」。市民社会においては「理性」の必然性が「恣意によって媒介され」なければならない。このことの「認知と権利」が職業選択の自由とも結びつくことになるのである。かくして「自分自身の決定により、自分の活動と勤勉と技能とをとおして市民社会の諸モメントの一つの成員となり、成員としての自分の地位を保ち、そして自分を普遍的なものとして媒介することによってのみ自分のために配慮し、かくして自分と他人の表象において認知せられているのである」（§207）。

むすび

われわれは、以上の如く、ヘーゲルの市民社会の欲求の体系の経済分析を中心として考察し

てきた。欲求の体系においては諸身分のなかの一員として認められた諸人格の主體的な活動が原理をなしている。つまり特殊性が「あらゆる生動の原理」 (§206) である。かくしてヘーゲルによれば、理性の必然性はこの社会において特殊性の恣意的活動を通じて実現されることとなる。この必然性の貫徹する種々なる普遍性の形式、経済法則の認識は国家経済学に求められている。

今後の研究課題として、第一に『法の哲学』の形成史を『講義録』の展開に涉猟し、第二にヘーゲルの経済学研究の軌跡を辿ること³⁴⁾、とりわけ J.ステュアート、A.スミス、J.B.セー、D.リカードなどの「経済学」との具体的な連関を考究することである。第三に Birger P. Priddat³⁵⁾ をはじめとするこの分野の最近の研究について論究することである。

注

- 1) G.W.F.Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, In : G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Bänden, Werke 7, Suhrkamp, Frankfurt a.M. 1970. 藤野渉・赤澤正敏訳『法の哲学』・世界の名著 35『ヘーゲル』所収, 中央公論社, 1967年。
本書からの引用は、たとえば、「§181」のように指示する。それは「§181」および同「補遺」を意味する。引用が多岐にわたり、かつ繰り返すことも多いため引用符は逐一つけていないところもある。なお強調符は引用者のものである。
- 2) Thomas Hobbes, Leviathan or The Matter, Form, and Power of a Commonwealth, Ecclesiastical and Civil, In : Everyman's Library, No.691. London, 1962. p.64. 水田洋訳『リヴァイアサン』(一) 岩波文庫, 1996年, 210ページ以下参照。
- 3) 「§157」参照。なお「家族」・「市民社会」・「国家」の関係は、「人倫的理念 (die sittliche Idee)」の「即自的段階」(内的世界)・「向自的段階」(現象界)・「即自・向自的段階」(現実性の世界)の関係にあるともいえよう。
- 4) ヘーゲル論理学の展開についてはつぎの文献を参照されたい。
- 見田石介『ヘーゲル大論理学研究』第1, 第2, 第3巻, 大月書店, 1979-80年。
ヘーゲル論理学研究会編『ヘーゲル大論理学 概念論の研究』大月書店, 1991年。
拙著『ヘーゲル推理論とマルクス価値形態論』晃洋書房, 1992年。
- 5) G.W.F.Hegel, Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften, I, In : G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Bänden, Werke 8, Suhrkamp, Frankfurt a.M. 1970. S.356. 松村一人訳『小論理学』(下), 岩波文庫, 1978年, 191-192ページ。
同様の指摘については『大論理学』のつぎの箇所も参考となる。
G.W.F.Hegel, Wissenschaft der Logik, II, In : G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Bänden, Werke 6, Suhrkamp, Frankfurt a.M. 1969. S.425. 武市健人訳『大論理学』下巻, 岩波書店, 1962年, 213ページ。
- 6) 「人倫態とは生きている善としての自由の理念である」 (§142)。自由は普遍と特殊との一体性にあり、理念は概念と現存在との統一体であることから、家族→市民社会→国家への展開は、この自由が客観性を得る過程とみることが出来る。人倫態は一つの組織をなすものとしての家族, 市民社会, 国家を、そしてそれらのしきたりや規則や法を意味し、またそれらの生活態度としての「愛や実直さや愛国心」などを意味するきわめて包括的な概念であるといえる。「§145」訳者注(1)参照。なお、「自由」についてはヘーゲルのつぎの文献も参照されたい。
G.W.F.Hegel, Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte, In : G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Bänden, Werke 12, Suhrkamp, Frankfurt a.M. 1970. S.29ff. 武市健人訳『歴史哲学』上巻, 岩波書店, 1974年, 40ページ以下参照。
- 7), 8) G.W.F.Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, hrsg. v. Dieter Henrich, Suhrkamp Verlag, 1983. S.147.
本書は『法の哲学』の一つの『講義録』である。引用にあたり『講義録』と略称する。本稿執筆において、本学経営情報学部牧野廣義教授には本書の訳文を参照させて頂いた。御礼申し上げます。

『法の哲学』をめぐる最近の研究の進展についてはつぎの文献を参照されたい。

権左武史「ヘーゲル法哲学講義をめぐる近年の論争（一）、（二・完）」『北大法学論集』40巻・5/6号、41巻・1号、1990年。同「西欧思想史におけるヘーゲルの国家論」『思想』1996年7月号、岩波書店。

- 9) K.Marx, Das Kapital, Bd. I, In : Marx/Engels Werke, Bd.23., Dietz Verlag Berlin, 1962. S.91.
- 10) Hegel, Philosophie des Rechts, S.147.
- 11) K.Marx, Das Kapital, Bd. I, S.102.
- 12) 「反省関係」については、『大論理学』「本質論」の反省規定、措定的反省—外的反省—規定的反省および同一性—区別—矛盾の論理を参照されたい。Hegel, Wissenschaft der Logik, II, S.24ff. 武市訳『大論理学』中巻、岩波書店、1963年、17ページ以下。
- 13) Hegel, Philosophie des Rechts, S.147-148.
- 14) ヘーゲルは「人間」をつぎのように規定する（§ 190）。

「権利において人格（Person）」、「道徳的立場において主観（Subjekt）」、「家族において家族の成員」、「市民社会において市民（bourgeois）」、「欲求の立場において人間（Mensch）」である。そして「表象の具体物」としてのこの人間がはじめて問題となる。

『講義録』は「ブルジョア」についてつぎのように述べている。

「個々人は、この段階では、私的人格、すなわちブルジョアとしてのみ現れる。特殊な意志の権利は、人間が特に自由のもとによく理解するところのものである。かくして市民的自由とは、その性向あるいは恣意や技能などの行使において制限されないものであるべきである」。

Hegel, Philosophie des Rechts, S.150.

なお、『イエーナ精神哲学』（1805/06）でも、「ブルジョア」は「シトワイオン（citoyen）」と対比されつつ以下のように述べられる。

「同じ人が自己と家族のために配慮し、労働し、契約を結ぶ等、そして同様に彼は普遍のためにも働き、普遍を目的とする。前者の側面からみて彼

はブルジョアと呼ばれ、後者の側面からみて彼はシトワイオン〔公民〕と呼ばれる。」

なお、この本文にはつぎのようなヘーゲル自身の欄外注がついている。

「プチブル的市民と国家市民〔公民〕（Spieß-und Reichsbürger）、一方は他方と同様にきわめて形式的で偏狭固陋な俗物である。」

G.W.F.Hegel, Jenaer Realphilosophie, Vorlesungsmanuskripte zur Philosophie der Natur und des Geistes von 1805-1806, hrsg. v. Johannes Hoffmeister, Felix Meiner Verlag, Hamburg, 1969, S.249. 拙訳『イエーナ精神哲学』見洋書房、1994年、102、135ページ。

- 15) 「普遍性の形式」とは、自己を他者に何らかの仕方でも適合させること、一つの同一性、一つの必然性の領域における法則である。『講義録』は述べている。互いに「絶対的な特殊」として「獣のようにふるまう」この領域においても、私の欲求は「他者の意志」によってのみ満足を与えられることから、「私は他者のために存在するのであり、他者が欲するところのものであらねばならないのであり、私を他者の表象に適合させなければならない。」そこで私は「私の特殊性を離れ」、他者と「一致する状態に私をおかねばならない」、つまり「私に普遍性の形式を与えなければならない」のである。

Hegel, Philosophie des Rechts, S.148.

この点はA.スミスの「自愛心（self-love）の刺激」を想起させる。

Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, vol. I, London : Printed for W.Strahan, and T.Cadell, 1776, p.17. 大河内一男監訳『国富論』I, 中公文庫、1987年、25ページ。

さらに『講義録』は特殊性のもつ「自由」と普遍性のもつ「必然性」の関係についてつぎのように述べている。

「ここでは、必然性と自由とが互いに闘い合っている。一方はたえず他のものへ転化する。自由は必然性と依存になり、これらは再び自由となる。それゆえにこの自由は真の自由ではない。自らを満足させようとする利己心は同時に自分を放棄し、

それ自体の反対物・普遍性を実現する。この転化、この弁証法こそ理性的なものであり、一方の他方への移行である。私的人格は彼の目的を追求することによって、これは同時に普遍性への転化によって媒介され、諸個人はこのことによって普遍的なものを気にかけることを強要されるのである。このようにして普遍的なものによってのみ特殊なものが保持され、満足させられることができるという意識が現われる」。とはいえ市民社会においては「特殊なものが目的であり、普遍的なものは単に手段にすぎない」。この領域はかくして「理性的なものの仮象」であるといえる。

Hegel, Philosophie des Rechts, S.150f.

- 16) Adam Smith, The Theory of Moral Sentiments, London: Printed for A. Millar, 1759, p.350. 米林富男訳『道徳情操論』(下), 未来社, 1994年, 394ページ。
- 17) A. Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, vol. II, p.35. 大河内監訳『国富論』II, 中公文庫, 1985年, 120ページ。
- 18) Hegel, Philosophie des Rechts, S.150.
- 19) Ebenda, S.160.
- 20) K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, In: M-E-W, Bd.13, Dietz Verlag Berlin, 1961, S.71.
- 21) 「国家経済学」については、『講義録』でもほぼ同様の論究がなされている。しかし「国民経済学(Nationalökonomie)」という表現も用いられる。Hegel, Philosophie des Rechts, S.152. u.S. 162f.
- 22) 特殊なものとの社会的なものとの関連について同じ§192の補遺においてつぎのように述べられる。「私は欲求を満足させる手段を他人から得るのであり、したがって他人の意見に従わざるをえない。しかし同時に私は、他人を満足させるための手段を作り出さざるをえない。だから人々は互いに他人のためになるように行動しているのであり、他人と関連し合っているのであって、その限りにおいて、すべて特殊なものが社会的なものになるのである」。
- 23) Hegel, Philosophie des Rechts, S.155.
- 24) Hegel, Jenaer Realphilosophie, S.256. 拙訳『イエーナ精神哲学』, 111ページ。

- 25) 「奢侈」は、『講義録』では、人間が「意見(Meinung)」というモメントを含んだ種々の欲求」をもつようになり、かくして人間が「自然必然性」の段階を脱し、「人為的必然性」と関係する段階—「自由への進展」—における「必然的現象」である。奢侈は「偶然性や恣意や意見などが役割を演じ、外面的態度の側面を含んでいる」。

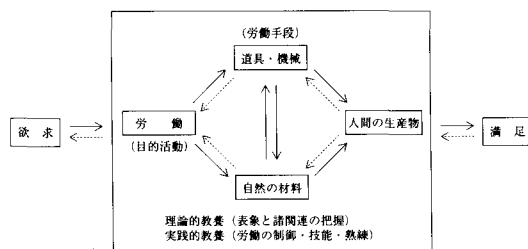
Hegel, Philosophie des Rechts, S.155.

- 26) Hegel, Jenaer Realphilosophie, S.232f. 拙訳『イエーナ精神哲学』, 76ページ。
- 27) 「労働」について『講義録』ではつぎのように述べている。

「欲求の特殊化(Partikularisation)は労働の特殊化をとまなう。手段は直接的な自然物として存在しているのではなく、他者の所有物であり、他者から入手しなければならない。それによって人間は一般に人間のなものに関与するのであって、欲求充足の手段は形成されたものであり、加工されたものである。人間はこのように直接的に自然的なもののもとにはない。この媒介は非常に広い範囲にわたって紡ぎ出される。衣服の製作において各人は大量の直接的労働を消費する。この労働はまた全く異なる種類の多くの労働をその前提として持つのである。われわれの消費において主要な価値を持っているのは人間の労働である。」

Hegel, Philosophie des Rechts, S.156.

- 28) 「欲求—労働—満足」の関係を労働の媒介作用を中心に図示するとつぎようになるであろう。



- 29) 「スミスは国富(Nationalreichtum)に関する彼の著作のなかではじめてとりわけ分業に注目した」として、スミスの分業論をピン製造を例にあげ紹介している。

Hegel, Philosophie des Rechts, S.158-159.

30) 『講義録』では、分業の陰の面について述べている。分業による生産力の発展という「この現象の領域においては、一方で獲得されるものが、他方では失われてしまうということが起こる。分業においては労働者はますます無気力になり依存的となる。もしそのような労働者が所属する産業の商品が不振に陥るときには、労働者は窮迫の状態に陥る」。

Hegel, Ebenda, S.159.

同様のことをヘーゲルは『イエーナ精神哲学』においても述べている。

「〔それは〕労働の抽象によって機械的な、無感覚な、精神を喪失した労働となる。精神的なもの、その充足された自己意識的な生命は空なる行為となる」。

Hegel, Jenaer Realphilosophie, S.232. 拙訳『イエーナ精神哲学』, 75ページ。

31) 『講義録』では、「労働が非常に単純になることによって、そのための具体的精神はもはや必要ではなくなる。人間自身は労働から切り離され、機械がそれにとって代わる」。さらに機械と道具の区別についてつぎのように述べている。機械の「運動の原理は運動する自然力に求められるのであって、活動する精神のなかに求められるのではない」。道具は「活動的なものである人間が彼の労働に役立つ手段にすぎない」。道具には「理性的なもの」が表現されている。「道具はそれによって人間の活動が外的自然と媒介される媒介項を形成する。人間は他のものを外的なものに向け、それを磨滅させることによって自分自身を保持するということ、そのことが理性の精神 (Geist der Vernunft) である。」そして道具のもつ客観性・永続性についても述べている。

Hegel, Ebenda, S.159f.

なお以上のことは「理性の狡智 (List der Vernunft)」

を想起させる。理性の狡智についてはつぎの文献を参照されたい。

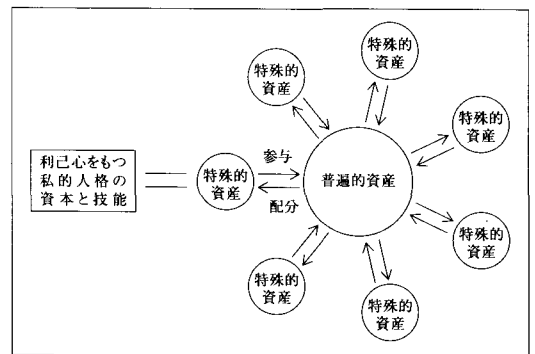
Hegel, Jenaer Realphilosophie, S.198f. 拙訳『イエーナ精神哲学』22-23ページ。

Hegel, Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte, S.49. 武市訳『歴史哲学』上巻, 62ページ。

Hegel, Wissenschaft der Logik, II, S.452. 武市訳『大論理学』下巻, 244ページ。

Hegel, Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften, I, S.365. 松村訳『小論理学』下巻, 204ページ。

32) 利己心をもつ私的人格の普遍的資産への参与と配分を图示するとつぎのようになろう。



33) 身分論については『イエーナ精神哲学』の「Ⅲ. 国権」を参照されたい。身分論の比較分析は稿を更めて論究したい。

34) 初期のヘーゲルの経済学研究についてはつぎの文献を参照されたい。

Y.Niji, Der frühe Hegel und die politische Ökonomie, 『商学論纂』第38巻第5号, 中央大学商学研究会, 1997年。

35) Birger P. Priddat, Hegel als Ökonom, Berlin 1990.

(1998年10月27日受理)